

令和8年2月吉日

お客さま 各位

貸金庫使用料引落日変更のお知らせ、及び 貸金庫借用に関する申告書の提出のお願い

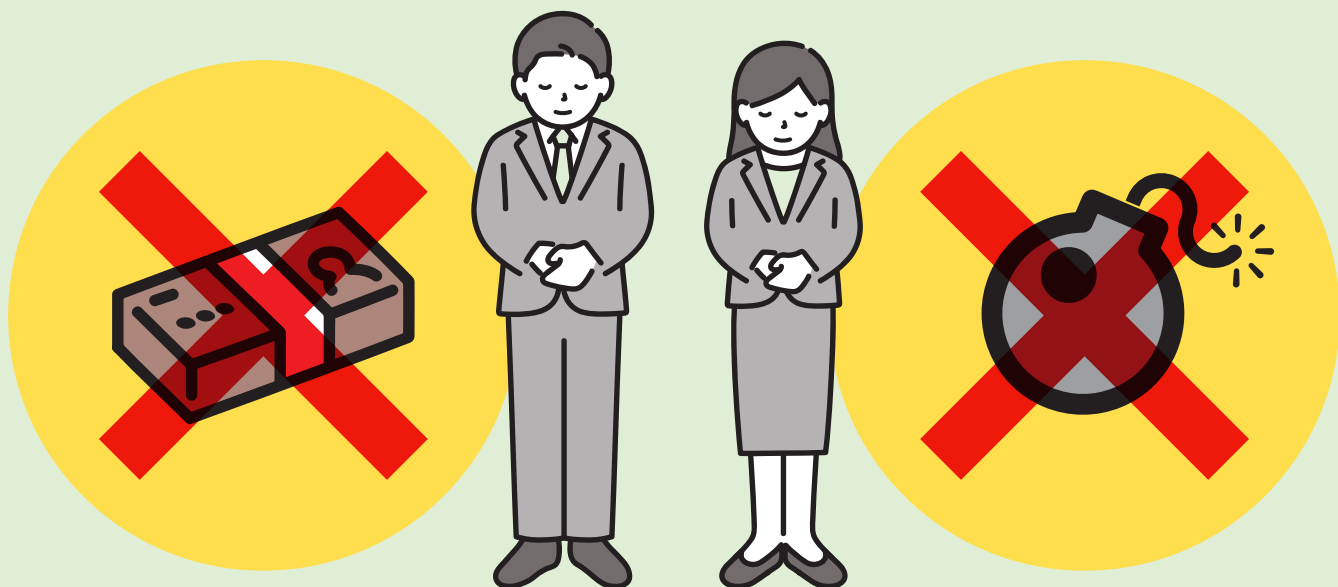
平素は、おおかわ信用金庫の貸金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、貸金庫使用料につきましては、毎年4月13日（休日の場合は翌営業日）に口座振替によりお引落しさせていただいておりますが、令和8年度より毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に引落日を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

また、金融庁からの「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を踏まえ、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用防止への対応として、貸金庫ご利用のお客さまより「貸金庫借用に関する申告書」を徴求させていただくこととなりましたので、併せてご案内申し上げます。

今後とも一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解いただき変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

～貸金庫をご利用のお客さまへ～



マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用を防止する対応として

**貸金庫に、
現金や危険物等は
保管いただけません。**

ご利用中の全てのお客さまへ
利用目的等の確認をお願いしています。

詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

大川信用金庫 御中

貸金庫借用に関する申告書

私は、貸金庫規定の定めに従って、下記の内容を申告します。

記

遵守事項	チェック欄 (レ点を記入)
1. 貸金庫規定第1条(3)①に定める、現金、その他の不正利用防止の観点からリスクが高いものは格納しません。	<input type="checkbox"/>
2. 貸金庫規定第1条(3)②に定める、危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納しません。	<input type="checkbox"/>
3. 貸金庫を本邦または外国の法令や公序良俗に反する行為に利用しません。	<input type="checkbox"/>
4. 貸金庫をマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正な目的に利用しません。	<input type="checkbox"/>

※貸金庫規定 第1条「格納品の範囲」(3)〔抜粋〕

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

上記事項を遵守し貸金庫を利用します。

年 月 日

署名 _____

以上